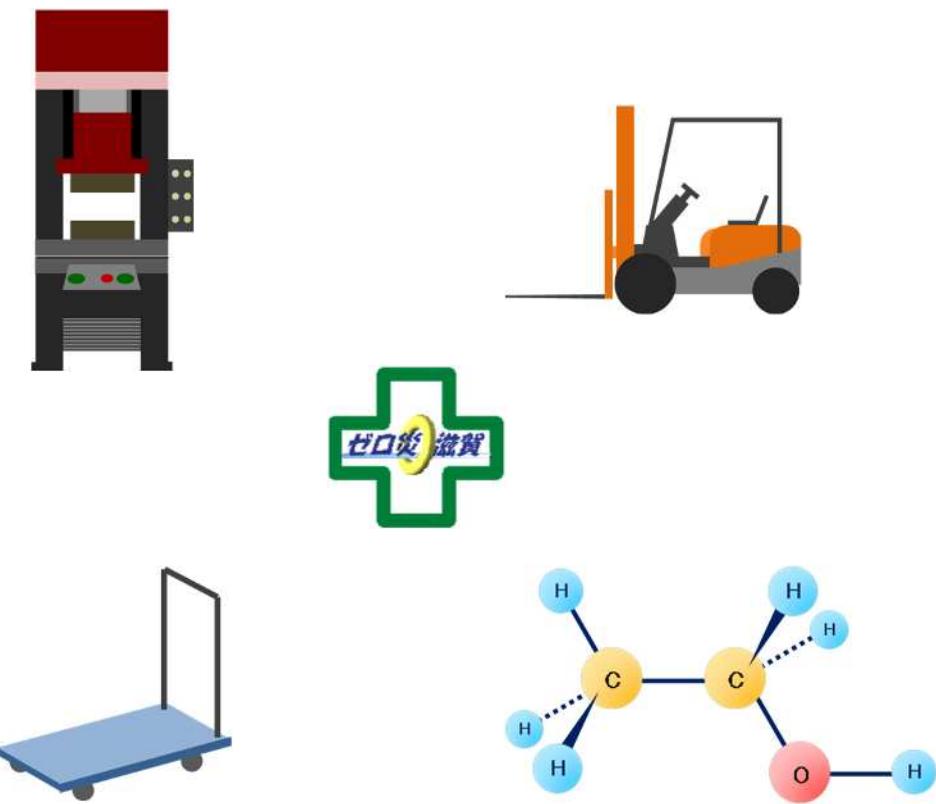


事業場における安全衛生管理体制について

労働者数が常時50人以上の事業場
における安全衛生管理活動



滋賀労働局 労働基準部 健康安全課
大津・彦根・東近江労働基準監督署

はじめに

事業場（法人・企業では無く支店、営業所等の拠点単位）で使用する労働者数が常時50人以上となった場合、労働安全衛生関係法令においては、様々な法的義務が生じることとなっていますが、その代表的な義務が、各種管理者（安全管理者・衛生管理者・産業医）の選任と、**安全衛生委員会（安全委員会・衛生委員会）**の開催です。

各種管理者は、事業場における安全衛生管理のキーマンとなる者であり、また安全衛生委員会も業務上負傷や健康障害を防止する活動を進めていく上で非常に重要な組織となり、さらに各種管理者と安全衛生委員会は、事業場における安全衛生管理活動の両輪となり、相関連して業務を進めていく必要です。

本書では、各種管理者と安全衛生委員会の運用について、その基本的な考え方を解説していますので、労働者数が常時50人以上の事業場における安全衛生管理活動にご活用ください。

もくじ

各種管理者選任・安全衛生委員会開催の義務について

まずは、労働安全衛生関係法令において、各種管理者の選任・届出や安全衛生委員会の開催がどの様に義務付けられているかを確認しましょう。

...1

各種管理者の職務と安全衛生委員会との関係性について

各種管理者が行う職務と安全衛生委員会で協議する事項は、何れも事業場内の安全衛生管理に関する事項であり、相互に関連するものであることを把握しましょう。

...4

安全衛生管理活動の流れについて

1ヶ月・年間の中で、各種管理者と安全衛生委員会を中心としてどの様に事業場内での安全衛生管理活動を進めていくかにつき、一例を紹介します。

...6

各種管理者の作業場内巡視について

安全管理者・衛生管理者・産業医の職務の中でも重要な作業場内の巡視と巡視結果を踏まえた対応等を解説します。

...7

安全衛生委員会の構成・運営について

安全衛生委員会の委員の構成、運営、議事録の作成等について把握しましょう

...8

その他の措置

各種管理者・安全衛生委員会以外で、労働者数が常時50人以上になった場合に義務が生じる措置や手続きについて紹介します。

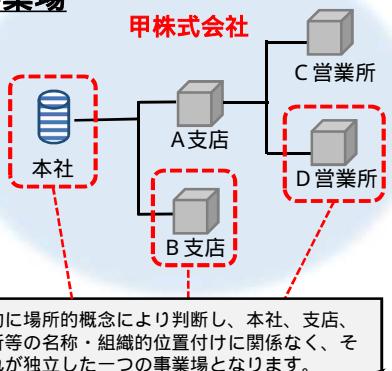
...10

各種管理者選任・安全衛生委員会開催の義務について

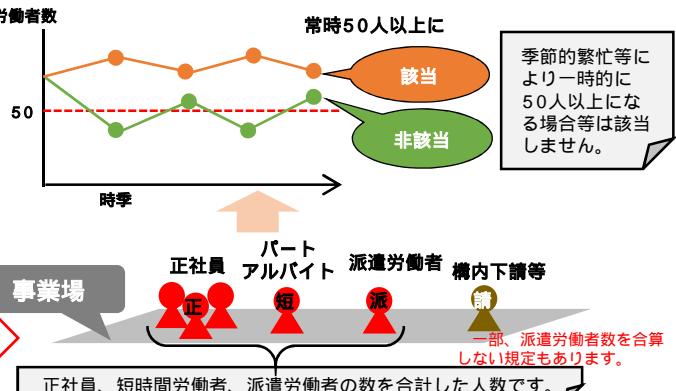
事業場で使用する労働者数が常時50人以上となった場合、労働安全衛生関係法令においては、以下の様な法的義務が発生します。

POINT

1 事業場



2 常時50人以上



(1)制度の概要

その事業場に専属の者

安全管理者の選任



事業場内の安全管理（業務上の負傷等防止）にかかる管理責任者です

【資格要件】

A 最終学歴 + B 産業安全実務従事経験 + C 安全管理者選任時研修の修了
A 大学・高等専門学校 B (理系) 2年以上 (理系以外) 4年以上
高等学校・中等教育学校 (理系) 4年以上 (理系以外) 6年以上
(不問) 7年以上

Cは、労働基準協会等で開催されています。(H18.10.1時点で2年以上安全管理者経験がある者は不要)
労働安全コンサルタントは、ABCの要件無くても選任可能

衛生管理者の選任



事業場内の労働衛生管理（健康障害の予防）にかかる管理責任者です

【資格要件】

業種や規模に応じて必要な資格（免許）が異なります。
第一種衛生管理者免許

- ・第一種衛生管理者免許
(医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントを含む)
- ・第二種衛生管理者免許
- ・衛生工学衛生管理者

第一種・第二種衛生管理者免許は、**安全衛生技術センター**で実施する免許試験に合格する他、薬剤師、保健師免許を受けた者等が受けることができます。

衛生工学衛生管理者は、第一種衛生管理者免許試験合格者等で衛生工学衛生管理者講習を修了した者が受けることができます。

産業医の選任



事業場内の労働衛生管理（健康障害の予防）に医学的見地から助言等を行う医師です。

【資格要件】

医師であることに加え、産業医の要件として以下の何れかが必要です。

- ・日本医師会・産業医科大学が行う研修の修了
- ・産業医養成課程を設置する大学で指定過程修了+実習履修
- ・労働衛生コンサルタント（保健衛生）
- ・大学の労働衛生科目担当教授、准教授、常勤講師又はこの経験者

安全衛生委員会の開催



事業場内の安全衛生管理にかかる問題点や対応等を調査審議し、事業者に意見するための協議組織です。

(「安全衛生委員会の構成・運営について」を参照してください。)

安全委員会と衛生委員会それぞれの設置に代えて**安全衛生委員会**としても開催可能です

安全委員会

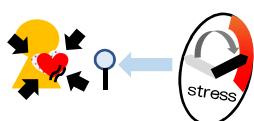
衛生委員会

事業場

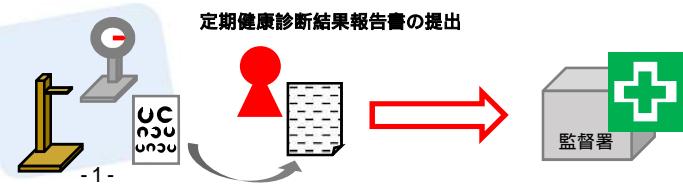
その他

(「他の措置」を参照してください)

ストレスチェック



定期健康診断結果報告書の提出



(2)業種ごとの制度の適用

業種ごとの、安全管理者、衛生管理者及び産業医といった各種管理者の選任要件、安全委員会及び衛生委員会の開催要件等は、下の表のとおりです。

製造業			木材・木製品製造業 化学工業 鉄鋼業 金属製品 製造業 輸送用機械 器具製造業		左以外の製造業										
運送業		道路貨物 運送業 港湾運送業			左以外の運送業										
農林畜水産業	林業						林業以外								
製造業・ 運送業・ 農林畜水産業 以外の業種		鉱業 建設業 清掃業	自動車 整備業 機械修理業	医療業	電気業 ガス業 熱供給業 水道業	通信業 各種商品 卸売業 家具・建 具・じゅう 器等卸売業 各種商品 小売業 家具・建 具・じゅう 器等小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業		左以外 の事業							
安全管理者	常時使用する労働者数が50人以上で選任義務 右表の業種に応じた労働者数以上を使用する事業場は、少なくとも1人を専任の安全管理者とする	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業</td> <td>500人</td> </tr> <tr> <td>紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業</td> <td>1000人</td> </tr> <tr> <td>上記以外の業種で、過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場</td> <td>2000人</td> </tr> </tbody> </table>				建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人	無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人	紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1000人	上記以外の業種で、過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場	2000人		選任義務無
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人														
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人														
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1000人														
上記以外の業種で、過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場	2000人														
衛生管理者	以下の常時使用する労働者数に応じて選任人数(カッコ内)が変動 50人以上200人以下:(1人) 200人超500人以下:(2人) 500人超1000人以下:(3人) 1000人超2000人以下:(4人) 2000人超3000人以下:(5人) 3000人超:(6人) 以下の場合は、少なくとも1人を専任の衛生管理者とする 常時1000人超の場合、常時500人超で坑内労働又は危険有害業務【1】に常時30人以上従事 (【1】労基則第18条各号に規定された業務) 以下の場合は、衛生管理者のうち1人を、衛生工学衛生管理者の免許を受けた者の内から選任しなければならない 常時500人超で坑内労働又は一部の危険有害業務【2】に常時30人以上従事 (【2】労基則第18条第1号、第3号から第5号まで、第9号に掲げる業務)														
	衛生工学 第一種	衛生工学 第一種			衛生工学 第一種 第二種	衛生工学 第一種	衛生工学 第一種 第二種								
産業医	常時使用する労働者数が50人以上で選任義務 常時使用する労働者数が3000人超の場合は2人以上選任 常時使用する労働者が1000人以上、あるいは、常時使用する有害業務に従事する労働者が500人以上の場合は、専属の産業医の選任が必要														
安全委員会	常時使用する労働者数が50人以上で開催義務	開催義務無	常時使用する労働者数が100人以上で開催義務	開催義務無											
衛生委員会	常時使用する労働者数が50人以上で開催義務														

(3)各種管理者の選任義務の発生



(4)各種管理者の選任報告の届出



各種管理者の選任報告書（記入例）

選任した管理者の種類により記載事項と添付書類が変わりますので注意してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号	2510199999999999	ページ	01/01
事業場の名称	滋賀労働基準工業株式会社 八日市工場		事業の種類	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数人
事業場の所在地	郵便番号（527-8554） 東近江市八日市緑町8-14		製造業（物の加工業を含む。）	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数人
電話番号	0748-41-3366		労働者数	55 右に並めて記入する
			計	55 左に並めて記入する
				産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数人
フリガナ 姓と名の間に1文字空けること	ヒガシオウミジロウ			
被選任者氏名 姓と名の間に1文字空けること	東近江次郎			
選任年月日 7:平成 9:令和 →	元号	年	月	日
	9040401	5540401		
	1~9年は□ 1~9月は□ 1~9日は□	1~9年は□ 1~9月は□ 1~9日は□	1~9年は□ 1~9月は□ 1~9日は□	
事業場内の安全管理全般				
・安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務		専属の別	1. 専属 2. 非専属	他の事業場に勤務している場合、その勤務先
		専任の別	2. 専任 1. 兼職	他の業務を兼職している場合は、その業務
1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者（衛生工学監視担当） 4. 産業医 5. 産業医				
平成13年3月 A大学工学部卒業 平成13年4月 滋賀労働基準工業株式会社入社 平成20年5月 安全管理者選任時研修修了 産業安全の実務経験 10年 6ヶ月				
・産業医の場合は医籍番号等				
フリガナ 姓と名の間に1文字空けること	ヒコネサブロウ		医籍番号	（右に並めて記入する）
前歴者氏名 姓と名の間に1文字空けること	彦根三郎			
辞任、解任等の年月日 7:平成 9:令和 →	元号	年	月	日
	9040331			
	1~9年は□ 1~9月は□ 1~9日は□			
参考事項				

令和4年 4月 10日

事業者職氏名
滋賀労働基準工業株式会社
代表取締役
滋賀 四郎

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係るへ力支援サービス ver3.4

衛生管理者の場合は記入

産業医の場合は記入

安全管理者・衛生管理者の場合は記入

安全管理者・衛生管理者は原則「1」、産業医は専属産業医以外は「2」

安全管理者の場合は記入（安全実務経験確認のため職名（域）を記入すること。）

産業医の場合は記入（種別は裏面のコードを記入。医籍番号は医師免許証から確認）

辞任・解任者がいない
新規専任の場合は、
「新規専任」と記入

押印は廃止（有っても可）であるが、事業者職氏名は必ず記載する。

届出書類（選任報告+添付書類）



安全管理者



選任報告（様式）



安全管理者選任時研修の修了証等（写）



衛生管理者



選任報告（様式）



衛生管理者の免許証等（写）



産業医



選任報告（様式）



医師免許証（写）

産業医としての研修の修了証等（写）

各種管理者の職務と安全衛生委員会との関係性について

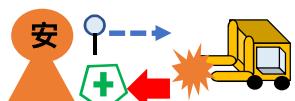
安全管理者、衛生管理者及び産業医の職務と安全衛生委員会（安全委員会・衛生委員会）における調査審議事項は、何れも事業場内における労働災害の防止や健康障害の予防を目的としたものであり、相互に関連します。

事業場における安全衛生管理活動では、これらの制度を上手く連携させて効果的に運営を行っていくことが重要です。

(1) 各種管理者の職務

各種管理者は、自らの職務を遂行するとともに、**安全衛生委員会の構成員**として、調査審議に関与します。

安全管理者の職務



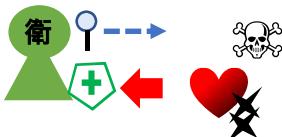
【管理事項】

以下のうちの技術的事項の管理を職務とします。

- ・労働者の危険を防止するための措置
- ・安全教育の実施
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策（安全）

事業者は、各種管理者に職務遂行に**必要な権限**を付与する必要があります。

衛生管理者の職務



【管理事項】

以下のうちの技術的事項の管理を職務とします。

- ・労働者の健康障害を防止するための措置
- ・労働衛生教育の実施
- ・健康診断の実施その他健康保持増進のための措置
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策（衛生）



産業医の選任



【職務】

以下のうち医学専門的知識を必要とするものを職務とします。

- ・健康診断の実施その他健康保持増進のための措置
- ・長時間労働を行った労働者に対する面接指導、事後措置等
- ・ストレスチェックの高ストレス者に対する検査、面接指導事後措置
- ・作業環境の維持管理
- ・作業の管理
- ・健康教育、健康相談等健康保持増進
- ・衛生教育
- ・健康障害の原因の調査及び再発防止対策

(2) 安全衛生委員会（安全委員会・衛生委員会）の調査審議事項



【調査審議事項】

安全委員会と衛生委員会それぞれの設置に代えて**安全衛生委員会**としても開催可能です

安全委員会

- ・労働者の危険を防止するための基本となるべき対策

衛生委員会

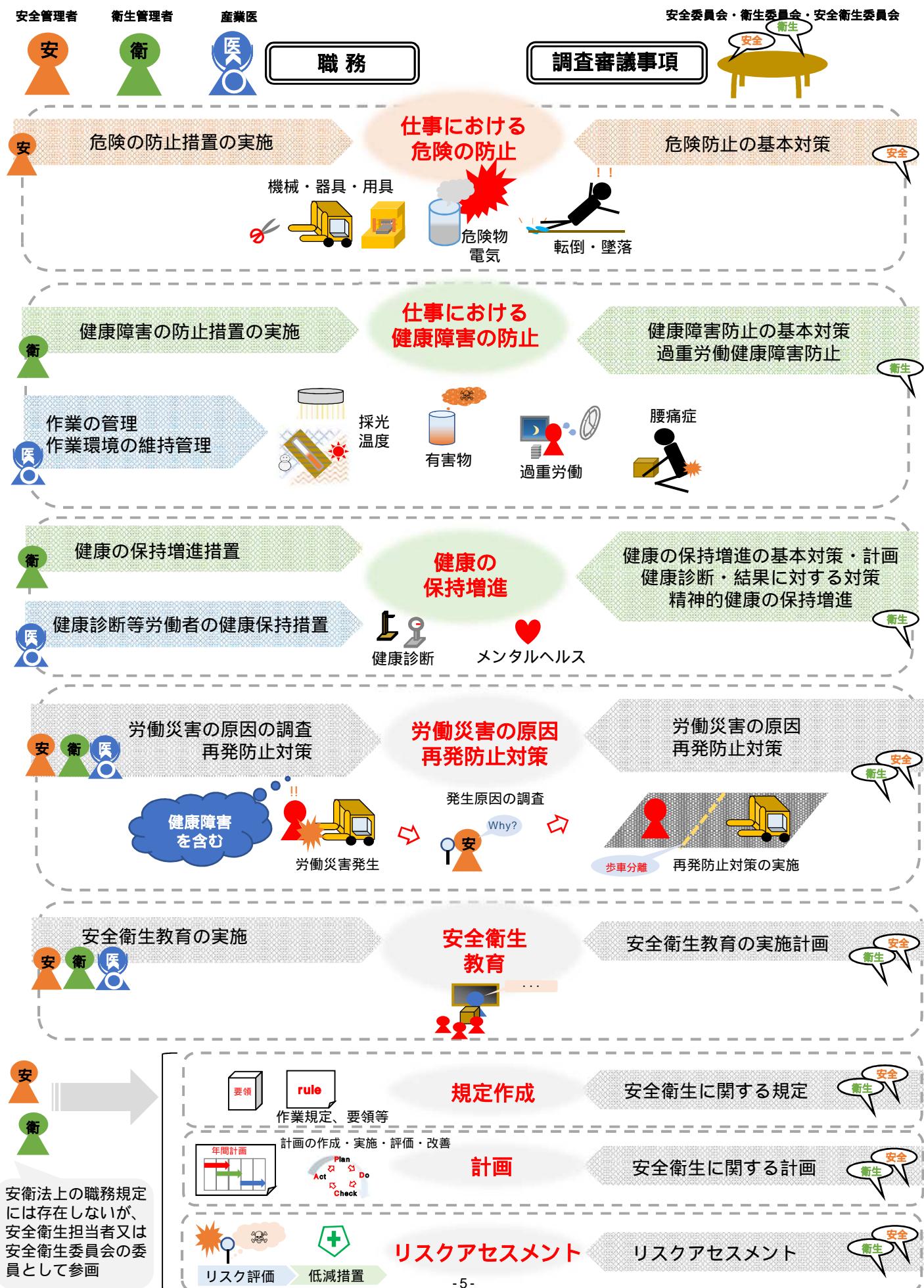
- ・労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ・化学物質のリスクアセスメント及びリスク低減対策
- ・作業環境測定の結果及び対策
- ・健康診断等の結果及び対策

- ・健康保持増進措置
- ・長時間労働者の健康障害防止措置
- ・メンタルヘルス対策

共通事項（安全委員会では安全関係、衛生委員会では衛生関係）

- ・労働災害の原因及び再発防止対策
- ・規程の作成
- ・リスクアセスメント
- ・計画
- ・教育

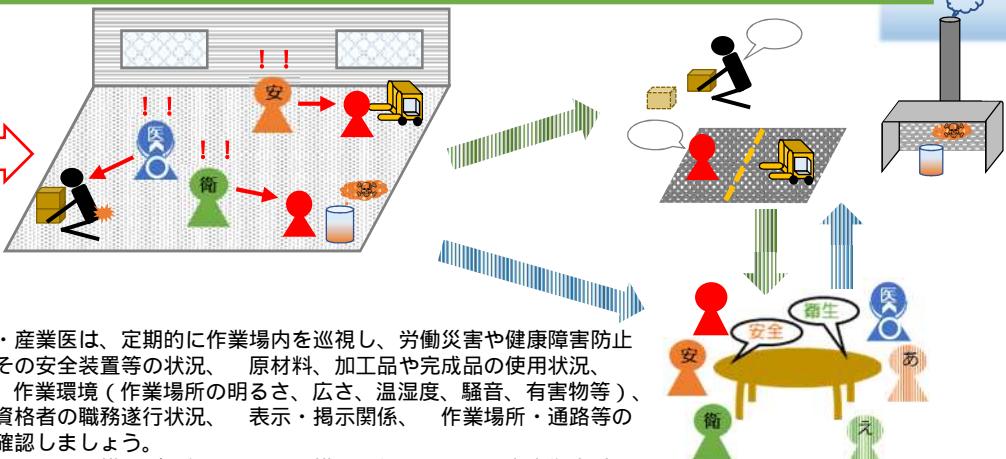
以下のとおり、各種管理者の職務と安全衛生委員会の調査審議事項との間には共通する事項が多く、各種管理者が自らの職務と安全衛生委員会との関連性を意識して活動する必要があります。



安全衛生管理活動の流れについて



各種管理者の作業場内巡回について



安全管理者・衛生管理者・産業医は、定期的に作業場内を巡回し、労働災害や健康障害防止の観点から、機械器具やその安全装置等の状況、原材料、加工品や完成品の使用状況、作業方法の問題点の有無、作業環境（作業場所の明るさ、広さ、温湿度、騒音、有害物等）、作業主任者・監視者・有資格者の職務遂行状況、表示・掲示関係、作業場所・通路等の安全性（転倒・墜落）等を確認しましょう。

問題が認められた場合、その場で措置が可能なものは、措置を行った上で、安全衛生委員会に報告の上、調査審議を行い、その場で措置が困難なものについては、応急的な対策を講じたうえで、安全衛生委員会で対応を協議し、必要な恒久的対策を講じる等の手順で、対応を進めていきましょう。

安全管理者



可能な限り頻繁に

機械、器具その他の設備による危険

爆発性の物、引火性の物等による危険

電気、熱その他のエネルギーによる危険

掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生じる危険

墜落、土砂等崩壊のおそれがある場所における危険

労働者の作業行動（不安全行動）

作業場の通路、床面、階段等の保全避難に必要な措置

安全管理者は、業務が原因の負傷を予防する観点から、労働者が就労している作業場、使用している機械器具、原材料・加工品等につき、**危険な箇所が無いか**、**不安全な作業行動が無いか**、の観点から巡回を行います。

の観点では、危険箇所の有無、安全装置等の有効保持、危険性が高い物の管理・保管状況、各種点検・検査等が、

の観点では、作業計画・手順書の順守、危険箇所近接作業の有無・状況、保護具等の使用等が、主な確認するべき点になります。

衛生管理者



最低週に1回は

原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸欠、病原体等による健康障害

排気、排液又は残さい物による健康障害

放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

作業場の換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置
その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置

計器監視、精密工作等の作業による健康障害

衛生管理者は、労働者の健康面での悪影響を予防する観点から、労働者が就労している作業場、使用している機械器具、原材料・加工品等につき、**作業環境に問題が無いか**、**作業そのものに問題が無いか**、の観点から巡回を行います。

の観点では、危険場所の照度、暑熱、狭隘さ、有害物の濃度等の状況とこれらへの対策

の観点では、作業計画・手順書の順守、有害物取扱作業の有無・状況、保護具等の使用等が、主な確認するべき点になります。

産業医



最低月に1回は

産業医の巡回は、衛生管理者と同じ観点から行いますが、**より医学的見地**から労働者への健康面での問題の有無を確認することとなります。

巡回記録の作成、問題箇所・改善状況の記録、情報の共有

《巡回記録の作成例》

具体的に記載するとともに、写真等で分かりやすく

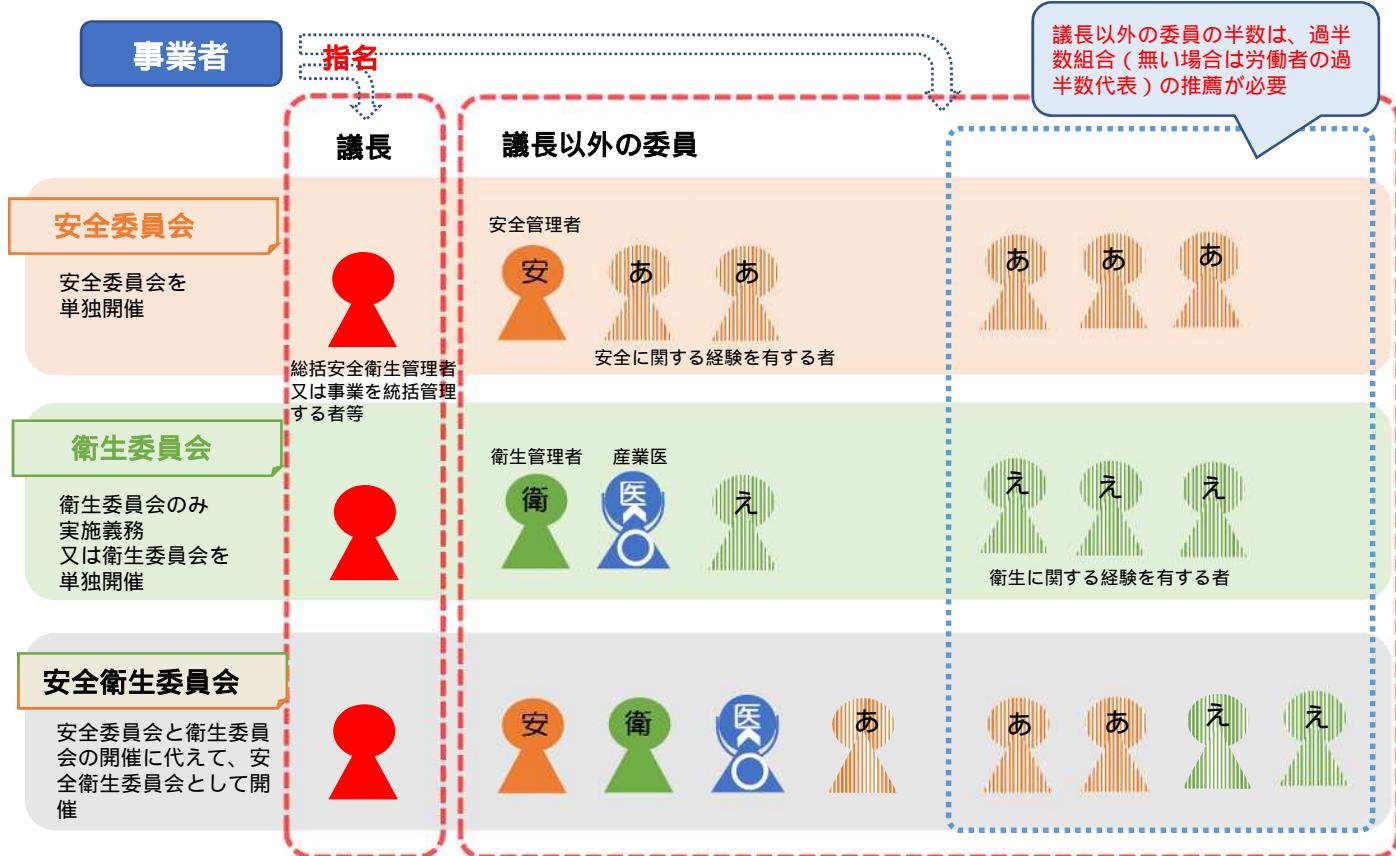
印 印 印 印	
巡回記録 (月 日 安全管理者 ○山○平)	
問題箇所	改善計画・状況
<input type="text"/>	<input type="text"/>

事業場トップや安全衛生委員会メンバー等にも
しっかり共有

未完了の場合は、現状・今後の見込み・当面の応急的措置を

巡回結果は、事業場として取組むべき安全衛生管理上の問題点を把握する重要な情報になります。
具体的な記録を作成し、事業場内で共有するとともに、改善計画の作成、進捗、応急措置等についても、記録し、把握した問題点への対応について事業場内で共通の認識が持てるようになります。

安全衛生委員会の構成・運営について

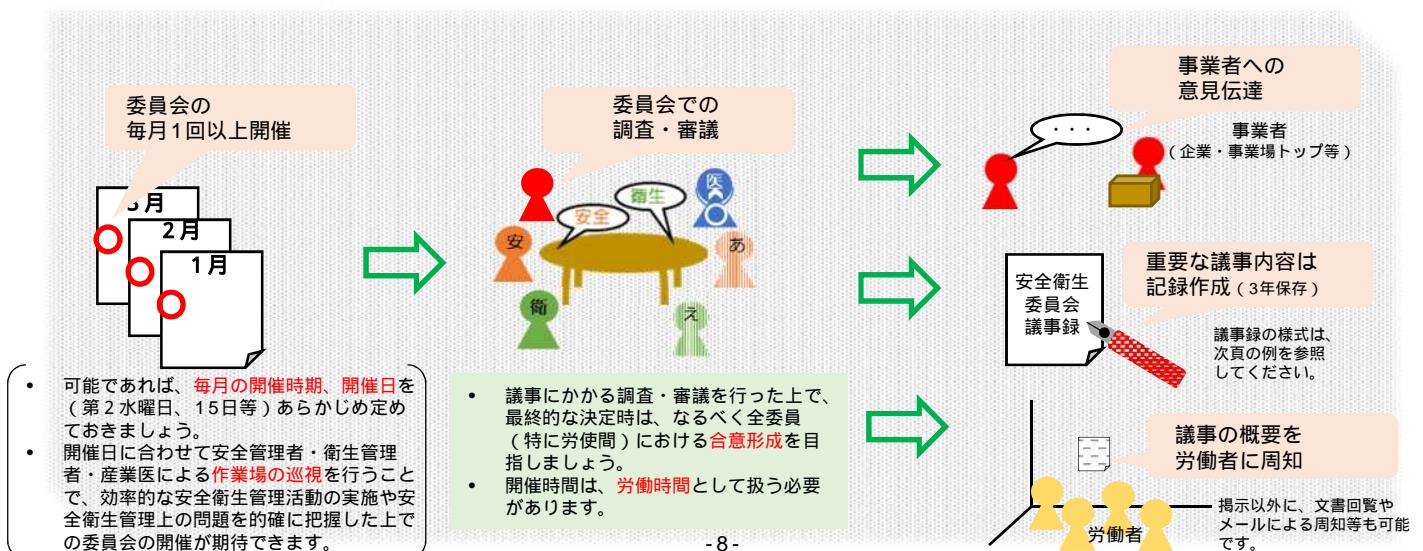
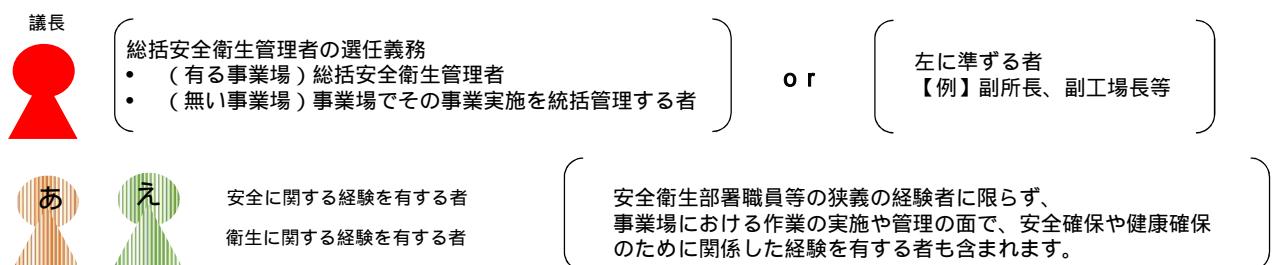


【委員の人数について】

具体的な委員の人数について法令上の定めはありませんが、上図の要件を満たした上で、それぞれの事業場の実情を踏まえ、相応しい人数を設定してください。

【委員以外の者の出席について】

委員は、議決、合意等を行う際に投票権等を有する等委員会の決定方針に一定の権限を有する者です。これらの権限を有しない、事務局（進行、書記等）やオブザーバー等の委員以外の者を委員会に出席させることは、特に問題ありません。



(安全衛生委員会議事録の作成例)

安全衛生委員会議事録

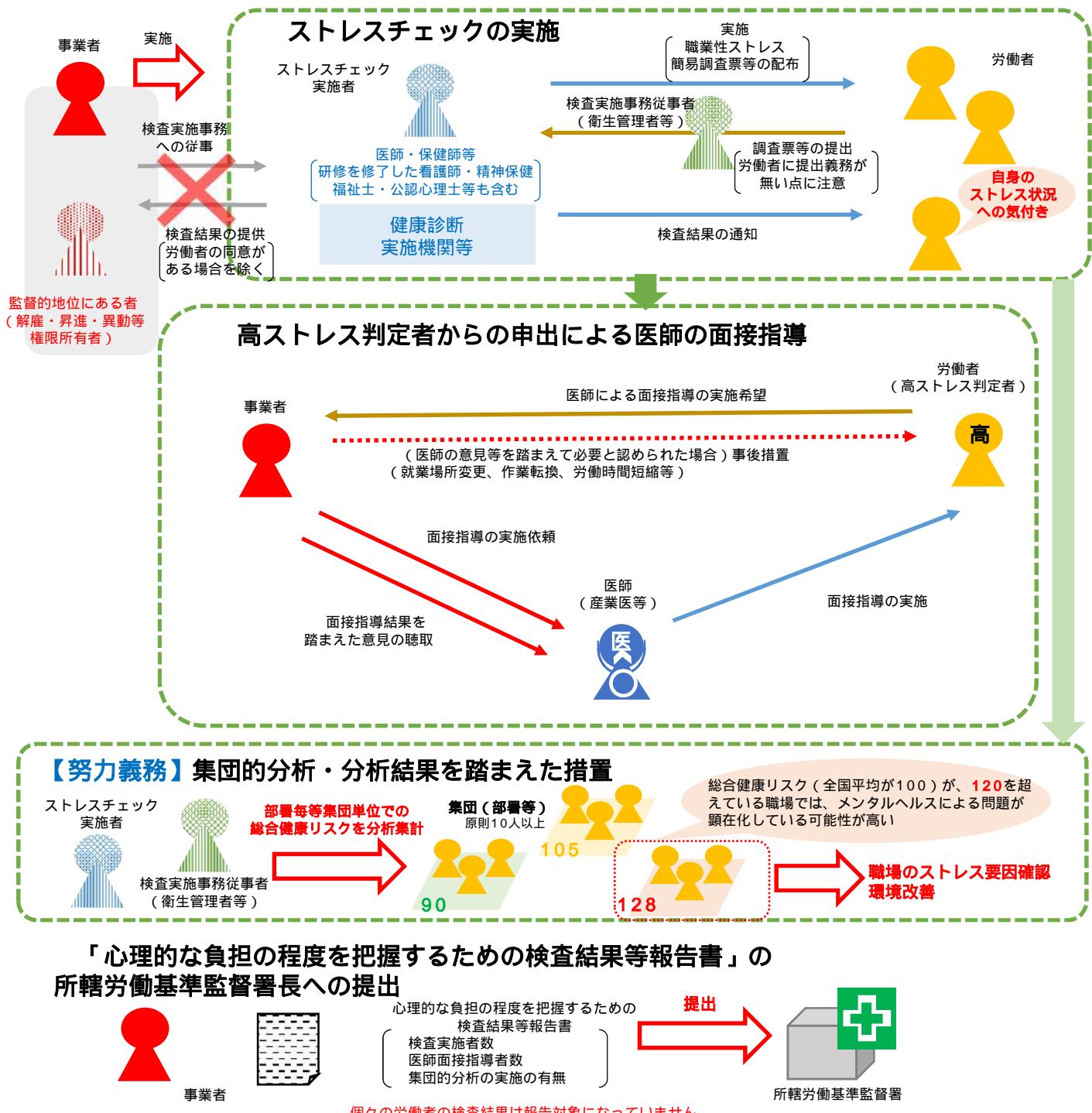
開催日時	令和4年10月14日(金) 午後 4時 0分から 午後 5時 0分																																	
開催場所	1階 会議室																																	
出席者	議長	工場長 A山B男 (労働者代表推薦者)																																
	委員	課長 C川D子 (衛生管理者) 係長 E田F平 (安全管理者) 係長 G野H太 医師 I本J美 (産業医)																																
		課長 K中L吉 課長 M岡N仁 係長 O木P子 係 Q口R乃																																
		課長 S道T彦 (司会) 係 U家V子 (議事録作成)																																
議題			審議内容・決定事項																															
1 9月度に発生した労働災害の原因と再発防止対策	3件(休業1ヶ月1件、不休2件)発生。内2件は非定常作業時の機械運転不停止によるもの。再発防止対策としてインターロック機構を導入予定。 年内に措置完了予定であるが、それまでは非定常作業時の機械停止の確実な実施を作業場内掲示や管理者による教育等で徹底する。 (事案毎の原因と再発防止対策は、別紙のとおり。)																																	
2 事業場内巡回結果による改善対策の実施	衛生管理者が実施した巡回により、作業場内の照度不足、高温作業場所の冷房等の措置未実施、換気装置の性能不足を確認。 改善対策内容、実施時期と実施までの応急措置は別紙のとおりであるが、なるべく速やかに対策を実施する。																																	
3 定期健康診断の有所見者にかかる医師からの意見聴取	6月に実施した定期健康診断で所見が確認された労働者15名に対する産業医への意見聴取が完了。1名につき、深夜労働削減の就業制限が相当との意見が付されたことから、対象労働者からも意見聴取の上、10月20日から原則深夜労働を行わせないこととした。																																	
4 時間外・休日労働の状況と医師の面接指導について	8月に月80時間を超えて時間外・休日労働を行った労働者1名につき、本人の申出を受けて産業医の面接指導を実施。 現段階では健康上の問題は生じていないとの判断により、就業制限を行わず通常勤務で経過観察することとした。 なお、同人の9月実績は月45時間未満まで減少を確認。																																	
議題5~は次頁以降																																		
回覧																																		
社長	印	議長	印	委員	印	印	印	印	印	印	印	印																						
社長	印	部長	印	印	課長	印	印	印	係長	印	印	印																						
係員	印	印	印	印	印	印	印	印																										

(2頁のうち、1頁目)

その他の措置

(1)ストレスチェックの実施

常時使用する労働者に対して、「メンタル不調の未然防止のため自らのストレス状況への気付き」の観点から、医師等によるストレスチェックを実施する義務が生じます。



(2)定期健康診断結果報告書の提出

定期健康診断は事業場規模に関係なく事業者に実施義務がありますが、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、当該健康診断の結果を、所定の様式により所轄労働基準監督署長に報告する義務があります。

定期健康診断結果報告書（記入例）

令和4年10月1日から新しい様式となっていますので、作成・届出時に注意してください。

様式第6号(第52条関係)(表面)

定期健康診断結果報告書

80311		労働 保険 番号	2510199999999999	都道府県(市町区) 管轄(川)	基準番号	枝番号	被一括事業者番号
対象年	7: 平成 9: 令和 → 9 4 (4月～4月分) (報告1回目)	健診年月日	7: 平成 9: 令和 → 9040416 (1～9月は右欄) 1～9月は右欄 1～9月は右欄 1～9月は右欄				
事業の種類	その他のサービス業		事業場の名称	滋賀労働基準株式会社 大津営業所			
事業場の所在地	郵便番号(520-0806) 滋賀県大津市打出浜14-15		電話	077(522)6678			
健康診断実施機関の名称	滋賀労働基準病院			在籍労働者数	55 (右に詰めて記入する)		
健康診断実施機関の所在地	大津市打出浜14-15			受診労働者数	55 (右に詰めて記入する)		
(4) 労働安全衛生規則第1章第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に詰めて記入する)							
健 康 診 断 項 目	聽力検査(オージオメーターによる検査)(1000Hz)	実施者数 55	有所見者数 2	肝機能検査 55	有所見者数 2		
	聽力検査(オージオメーターによる検査)(4000Hz)	55	2	血中脂質検査 55	1		
	聽力検査(その他の方針による検査)	55	0	血糖検査 55	4		
胸部エックス線検査	55	3	尿検査(糖) 55	2			
喀痰検査	55	0	尿検査(蛋白) 55	2			
血圧	55	8	心電図検査 55	3			
貧血検査	55	2					
所見のあつた者の人数	15	医師の指示人数	8				
産業医	氏名 産業医 太郎 所属機関の名称及び所在地 滋賀労働基準産業病院 大津市打出浜14-15						

令和 5月 20日

滋賀労働基準株式会社
 事業者職氏名 代表取締役
 基準監督署 滋賀 太郎

受付印

「聴力検査（オージオメーターによる検査（1,000Hz）」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数

健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあった者の数。再検査は含まない)

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ ラジウム放射線、エッカス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ 異常気圧下における業務
ヘ さく岩機、鋸びよう打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
ト 重量物の取扱い等重激な業務
チ ポイラー・製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ 坑内における業務
ヌ 深夜業を含む業務
ル 水銀、砒ひ素、黄りん、弗ふつ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性ア
有害物を取り扱う業務
ヲ 鉛、水銀、クロム、砒ひ素、黄りん、弗ふつ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亞
青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉
ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
カ その他塵生産労働大臣が定める業務 - 11 -

ストレスチェックの結果報告書（記入例）

様式第6号の2(第42条の2に関する) (表面)			
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書			
80501	労働 保険 番号	25101999999999999999	
	被保険者番号	性別	年齢
対象年 7:平成 9:令和 → [~9年1ヶ月]	9 4 年分	検査実施年月 7:平成 9:令和 → [~9年4ヶ月]	9 4 月分
事業の種類 その他のサービス業	事業場の名称 滋賀労働基準株式会社 大津営業所		
事業場の所在地 郵便番号(520-0806)	滋賀県大津市打出浜14-15	電話 077 (522) 6678	

検査を実施した者 ③	在籍労働者数 55人 右に並んで記入する
	検査を受けた労働者数 55人 右に並んで記入する
直接指導を実施した医師 ①	面接指導を受けた労働者数 2人 右に並んで記入する
集団ごとの分析の実施の有無 ①	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない

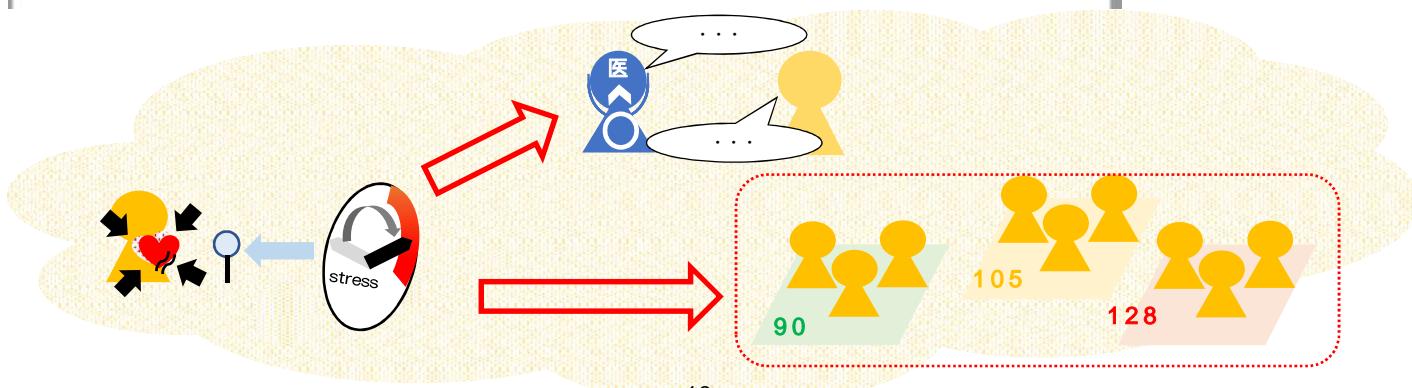
折り曲げる場合は、
●の所を各に折り曲げること

面接指導を受けた労働者数が0人の場合は、記入不要。

産業医	氏名 産業医太郎 所属機関の名称及び所在地 滋賀労働基準産業病院 大津市打出浜14-15
-----	----------------------------------------------------

令和4年 5月 20日	滋賀労働基準株式会社 事業者職氏名代表取締役 滋賀 太郎	受付印
-------------	------------------------------------	-----

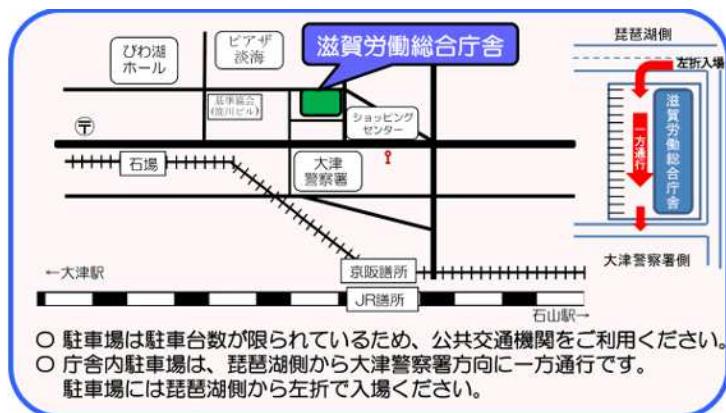
押印は廃止（有っても可）であるが、事業者職氏名は必ず記載する。



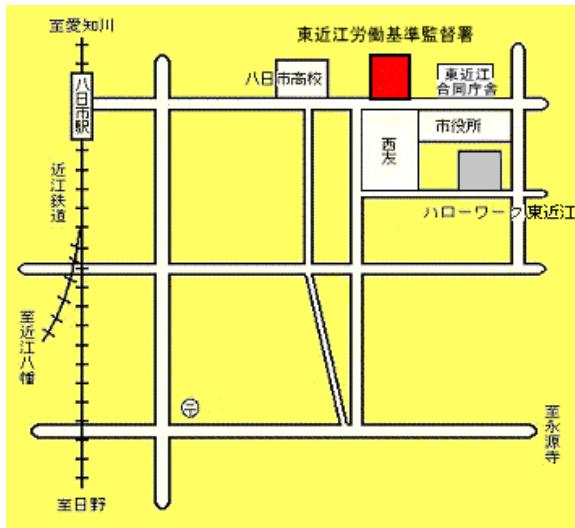
法律上のお問い合わせは、下表の滋賀労働局及び傘下の労働基準監督署にて対応しています。

名称	所在地	電話番号	管轄
滋賀労働局 労働基準部 健康安全課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階	077-522-6650	
大津労働基準監督署 安全衛生課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	077-522-6678	大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市、高島市
彦根労働基準監督署 安全衛生課	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654	彦根市、米原市、長浜市、犬上郡、愛知郡
東近江労働基準監督署 第2方面	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3366	東近江市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、蒲生郡

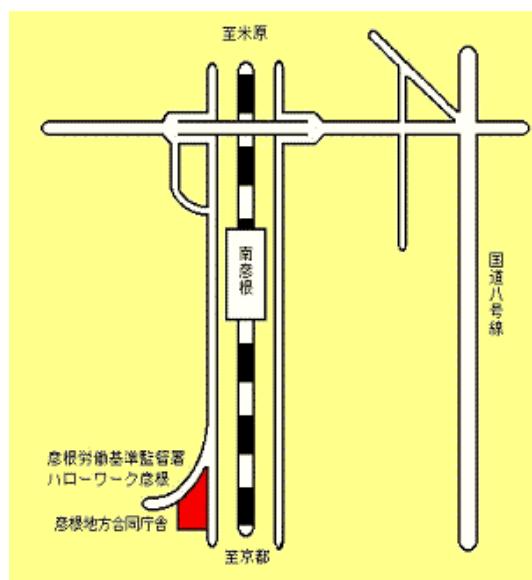
滋賀労働局・大津労働基準監督署（滋賀労働総合庁舎）



東近江労働基準監督署



彥根労働基準監督署



滋賀労働局の
ホームページは
こちら

